

【令和3年6月版】



# 自己点検シート

(介護報酬編)

## 居宅介護支援

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日( )

点検担当者：

# 自己点検シート 介護報酬編（居宅介護支援費）

「告示」:平成12年厚生省告示第20号 「通知」:平成12年3月1日老企第36号

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁	
	居宅介護支援費 (1月につき)	費用の額は、「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供票・別表控</li> <li>・ 給付管理票</li> <li>・ 介護給付費請求書、明細書</li> <li>・ 勤務体制一覧表</li> <li>・ 出勤簿(タイムカード)</li> <li>・ 委託契約書</li> </ul>		
		(1) 居宅介護支援費 (I)	<input type="checkbox"/> 該当				
		(一) 居宅介護支援費 (i) 取扱件数が40未満	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 1,076単位				
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 1,398単位				
		(二) 居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 539単位				
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 698単位				
		(三) 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 323単位				
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 418単位				
		(2) 居宅介護支援費 (II)	<input type="checkbox"/> 該当				
		(一) 居宅介護支援費 (i) 取扱件数が45未満	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 1,076単位				
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 1,398単位				
		(二) 居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 522単位				
		b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 677単位				
		(三) 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分について算定	<input type="checkbox"/> 該当				
		a 要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/> 313単位				
b 要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/> 406単位						

告示別表イ注1  
通知第3の7(1)

青 P849~851

※情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定  
・ 体制等に関する届出必要

告示別表イ注2  
通知第3の7  
(2), (3)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
		※取扱件数の算定方法 利用者（月末に給付管理を行っている者）の総数に、介護予防支援事業者から委託を受けた利用者数に1/2を乗じた数を加えた数を、当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数  取扱件数＝（要介護者数＋要支援者受託件数の1/2）÷常勤換算による介護支援専門員数  地域区分は適正か。（7級地・地域単価：10.21円）	<input type="checkbox"/> 適正	・介護給付費請求書、明細書	通知第3の7(4)  Q2～9	青 P849～851  緑 P173～175
	居宅介護支援費（1月につき）	<b>【月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合】</b> 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ給付管理票を市町村に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正	・サービス提供票・別表控、給付管理票、介護給付費請求書、明細書  ・支援経過	通知第3の1	青 P851～852
	<b>【月の途中で、事業者の変更がある場合】</b> 変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正	通知第3の2			
	<b>【月の途中で、要介護度に変更があった場合】</b> 要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求しているか。	<input type="checkbox"/> 適正	通知第3の3			
	<b>【月の途中で、他の市町村に転出する場合】</b> 転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理し、給付管理票も別々に作成しているか。	<input type="checkbox"/> 適正	通知第3の4			
	<b>【サービス利用票を作成した月に利用実績のない場合】</b> サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月について、居宅介護支援費を請求していないか。  <b>ただし、病院等から退院又は退所し、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、必要な業務を行っている場合請求することができる。</b> <b>※モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っているか。</b> <b>※個々のケアプラン等において記録を残し、書類等を管理しているか。</b>	<input type="checkbox"/> 適正  <input type="checkbox"/> 適正	通知第3の5			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
運営基準減算 (50/100)		居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に	<input type="checkbox"/> 未実施  <input type="checkbox"/> 1月以上未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・契約書</li> <li>・支援経過</li> </ul>	告示別表イ注3青	P852～853
		(1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することができることについて文書を交付して説明している。				
		(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明している。				
		(3) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明している。				
		居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施				
		サービス担当者会議の開催				
		居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合				
		要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合				
		要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合				
		居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付				
モニタリングにあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接						
モニタリングの結果の記録						
運営基準減算 (0/100)		運営基準減算(50/100)が2月以上継続	<input type="checkbox"/> 継続	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注3青	P852～853
		2月目から適用	<input type="checkbox"/> 該当	・モニタリング記録等		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特別地域加算(15%)	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注 <sup>4</sup> 平成24年告示第120号	青 P854 緑 P801～
	「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算(10%)  岡山市は「7級地」で対象外。	1単位の単価が「その他」の地域	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	・給付管理票	告示別表イ注 <sup>5</sup> 通知第3の8 (施設基準)告示第96号46 告示第83号	青 P854 青 P855 緑 P818
特別地域加算対象地域外		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
豪雪地帯、辺地、特定農山村地域、過疎地域のいずれかの地域		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
(3月を除くサービス提供が6か月以上ある事業所)前年度(3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数が20人以下		<input checked="" type="checkbox"/> 該当				
		(上記の実績がない事業所)直近3か月の1月当たりの平均実利用者数が20人以下	<input checked="" type="checkbox"/> 該当			
	「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算(5%)	利用者が該当地域に居住	<input type="checkbox"/> 該当	・運営規程 ・居宅サービス計画 ・領収書控	告示別表イ注 <sup>6</sup> 告示第83号	青 P854 緑 P818
		通常の事業の実施地域外	<input type="checkbox"/> 該当			
	特定事業所集中減算 200単位	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		・特定事業所集中減算に係る算定書 ・理由書  【特定事業所集中減算の対象となるサービス】 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護	告示別表イ注 <sup>7</sup>  (基準告示) 告示第95号83  通知第3の10	青 P854～856
①判定期間における居宅サービス計画の総数		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
②訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の、それぞれが位置付けられた居宅サービス計画数		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
③訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の、それぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人名称、住所、事業所名及び代表者名		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
④算定方法で計算した割合		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合については、その正当な理由		<input type="checkbox"/> 作成及び保存				
判定期間に作成した、右に記載のサービスが位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、各サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上					
	初回加算 300単位	新規(契約の有無にかかわらず2か月以上居宅介護支援を提供していない)に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書	告示別表ロ  (利用者告示) 告示第94号56  通知第3の9	青 P856
要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成		<input type="checkbox"/> 該当				
要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成		<input type="checkbox"/> 該当				
運営基準減算		<input type="checkbox"/> 非該当				
		運営基準減算	<input type="checkbox"/> 非該当		Q18	緑 P182

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特定事業所加算	基準の遵守状況に関する記録	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）		青 P857～860
	特定事業所加算（Ⅰ） 505単位	(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 2名以上配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員研修修了証の写し、雇用契約書</li> <li>・介護支援専門員証、雇用契約書</li> <li>・緊急連絡マニュアル、フローチャート等</li> <li>・研修計画（事業計画）</li> <li>・会議記録</li> <li>・特定事業所集中減算に係る算定書</li> <li>・利用者一覧表</li> <li>・サービス提供票・別表控</li> <li>・給付管理票</li> <li>・介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ハ  (基準告示) 告示第95号84  通知第3の11	青 P857～860
	(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(1)の主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 3名以上配置				
	(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（概ね週1回以上）開催し、議事の記録の作成（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）	<input type="checkbox"/> 開催 <input type="checkbox"/> 作成及び保存				
	(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保				
	(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、4又は5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上				
	(6) 計画的な研修（研修計画の作成及び実施）（介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている。）	<input type="checkbox"/> 実施				
	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供				
	(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加				
	(9) 運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 非適用				
	(10) 介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> (Ⅰ) 40名未満 <input type="checkbox"/> (Ⅱ) 45名未満				
	(11) 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制（平成28年度から適用）	<input type="checkbox"/> 提供・確保				
	(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等	<input type="checkbox"/> 実施				
	(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画	<input type="checkbox"/> 作成				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	特定事業所加算（Ⅱ） 407単位	(1) 加算（Ⅰ）の(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置	同上	同上	同上
	特定事業所加算（Ⅲ） 309単位	(1) 加算（Ⅰ）の(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (2) 加算（Ⅱ）の(2)の基準 (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(2)の主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 2名以上配置	同上	同上	同上
	特定事業所加算（A） 100単位	(1) 加算（Ⅰ）の(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)の基準 (4)(6)(11)(12)は他の同一の事業所との連携可 (4)の連携には、利用者等への説明及び同意 (2) 加算（Ⅱ）の(2)の基準 (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員（(2)の主任介護支援専門員を除く） (4) 介護支援専門員（(2)(3)の介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 全て適合 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 1名以上配置 <input type="checkbox"/> 常勤換算方法で1名以上配置	同上	同上	同上
	特定事業所医療介護連携加算 125単位	加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数 加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は(Ⅲ)を算定。	<input type="checkbox"/> 35回以上 <input type="checkbox"/> 5回以上 <input type="checkbox"/> 該当	・退院・退所加算の算定状況 ・ターミナルケアマネジメント加算の算定状況	告示別表二 (基準告示)告示第95号84の2 通知第3の12	青 P861
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して利用者に係る心身の状況等の情報提供 1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	・提供した情報（日時・場所・内容・提供手段等）の記録 ・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書	告示別表ホ 通知第3の13	青 P862
	入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位	利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して利用者に係る心身の状況等の情報提供 1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当		(基準告示)告示第95号85 様式例	青 P868

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁			
退院・退所加算（共通）		入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、退院・退所前から退院後7日以内までに、職員と面談を行い、利用者に関する情報提供を受けている。（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>退院・退所情報提供書</li> <li>居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し</li> </ul>	告示別表へ通知第3の14	青 P863～865			
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。							
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当				<ul style="list-style-type: none"> <li>※カンファレンスは病院又は診療所の場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。</li> <li>※カンファレンスは退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</li> </ul>	(基準告示) 告示第95号85の2 様式例 Q26～37	青 P869 緑 P186～190
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当						
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当						
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当						
退院・退所加算（Ⅰ） イ 450単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。	<input type="checkbox"/> 該当							
退院・退所加算（Ⅰ） ロ 600単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている。	<input type="checkbox"/> 該当							
退院・退所加算（Ⅱ） イ 600単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている。	<input type="checkbox"/> 該当							
退院・退所加算（Ⅱ） ロ 750単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより提供。	<input type="checkbox"/> 該当							
退院・退所加算（Ⅲ） 900単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより提供。	<input type="checkbox"/> 該当							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈頁
	通院時情報連携加算 50単位	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携した情報の記録</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ト  通知第3の15	青 P866
		1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			
		同席にあたって利用者の同意	<input type="checkbox"/> 該当			
	緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスの日時</li> <li>・参加した医療関係職種等の氏名</li> <li>・カンファレンスの要点</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表チ  通知第3の16	青 P866
		1月に2回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			
	ターミナルケアマネジメント加算 400単位	末期の悪性腫瘍の患者で、在宅で死亡した利用者である（死亡診断を目的として医療機関に搬送され24時間以内に死亡が確認される場合等を含む）	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援経過</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表リ  通知第3の17  (基準告示) 告示第95号85の3	青 P867
		厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして市町村に届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者又はその家族の同意がある	<input type="checkbox"/> 該当			
		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し心身の状況等を記録	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の死亡月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の心身の状況の記録を主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供	<input type="checkbox"/> 該当			